

平成二十年十二月十二日受領  
答弁第三〇五号

内閣衆質一七〇第三〇五号

平成二十年十二月十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出ミャンマーで起きた邦人殺害事件の真相究明に向けた政府の姿勢及び認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出ミャンマーで起きた邦人殺害事件の真相究明に向けた政府の姿勢及び認識に関する質問に対する答弁書

一について

長井健司氏死亡事件に関連して、先の答弁書（平成二十年十月十七日内閣衆質一七〇第八六号）三についてでお答えして以降、本年十二月二日までに、ミャンマー連邦（以下「ミャンマー」という。）政府から回答はない。

二及び三について

対ミャンマー経済協力については、ミャンマー国民に直接利益をもたらす人道案件等に限定して実施しているところである。長井健司氏死亡事件に関する我が国のミャンマー政府に対する今後の対応については、我が国政府の申入れについてのミャンマー政府の検討結果の通知を含めミャンマー政府の対応を見極めた上で検討していく考えである。

政府としては、我が国政府の申入れを受けてのミャンマー政府の対応振りについての評価を明らかにすることは、ミャンマー政府との間の今後のやり取りに支障を来すおそれがあることから、お答えすること

は差し控えたい。